

「因島南中学校いじめ防止基本方針」

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者になり得るものであり、そのことが子どもたちの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼすことを我々教職員が十分に認識したうえで次の7項目について確認し、いじめの未然防止、早期発見・解決、再発防止に向けて組織的に推進していくものとする。

- ① 教職員は、いじめの発見・解消に向けて積極的に介入する
- ② 管理職及び生徒指導主事へ、正確な情報を迅速、確実に伝える
- ③ いじめられている生徒の立場に立って指導・援助を行う
- ④ 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す
- ⑤ いじめへの対応は、学校及び教職員の生徒観や生徒指導の在り方が問われる重要な問題であることを、全教職員が認識する
- ⑥ 学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる
- ⑦ 情報を一元的に集約し、時系列で、詳細かつ正確に記録する

いじめの定義

当該生徒が、

- ① 一定の人間関係のある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

（注1）「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など何からの人間関係のある者を指す。

（注2）「影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的圧迫などで相手に苦痛を与えるものや与えるに至る状況のものも含む。

（注3）「物理的な攻撃」とは、身体的攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

いじめの四層構造

いじめをめぐる集団の中では、いじめの中心となる生徒がおり、同時にその外側には必ずいじめに加わる同調集団がいて、いじめられている生徒が孤立している。

いじめを受けている生徒から見れば、周りではやしたてる者も見て見ぬふりをする者も「いじめている人」に見える。

被害者（いじめられている）

加害者（いじめている）

観衆（周りではやしたてる者）→ いじめを助長・促進する働き

傍観者（見て見ぬふりをする者）→ 結果としていじめを支持する働き

これ以外に、いじめを止めに入る「**仲裁者**」が現れる。この層は、「見て見ぬふりをする者」の層から積極的方向へと分化した生徒たちである。彼らは、暴力を否定し、善悪についての判断力を備えている。この「**いじめに対する批判層**」をどうやって育てていくかが、いじめ防止指導の課題である。そのためにも、日常から『正義が通じる学級経営』を進める必要がある。

初期対応

(1)いじめ発覚時の対応（軽微ないじめや疑いの段階）

連絡・速報及び情報管理

■ 発見場所での対応

- ・いじめやいじめの疑いのある言動に対して、その場で大きく取り上げて反応し影響を与えた側、受けた側から思いを聴取する。全生徒を対象に、市民性を育成してより良い社会を築く一員として、いじめを防止するための教育を強く推し進めていることを理解させる。（公共の精神、安全・安心な社会・集団づくりへの参画を生徒に促す。）

■ 「いじめ防止対策委員」（管理職＜校長・教頭＞・生徒指導主事）への連絡

- ・5W1Hについて、分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える。（ペーパーで「いじめ防止委員」へ）
- ・より良い社会を築くために、生徒全員のいじめ防止意識を高める。（疑い段階の生徒への指導）
- ・担任等が、様々な情報を一元的に集約（情報管理の徹底）し、時系列で、詳細かつ正確に記録する。（本人は否定しても、影響を受けていることが明らかな場合）

詳細確認

いじめの内容・期間、関係した生徒、原因（動機）・背景、いじめの「四層構造」等

■ 聴取の際は、不測の事態も想定されるので、絶対に生徒を一人きりにしない

被害生徒から聴取

■ 被害生徒と信頼関係にある教職員が行う

- ・教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れずに真実を語るように支援する。（約束したら必ず守ること）
- ・被害生徒の思い（悔しさ・悲しさ等）にしっかりと耳を傾けしながら、「いつ、どこで、誰が」など、できるだけ具体的な状況を把握する。

加害生徒から聴取

■ 複数の教職員（生徒指導主事等を中心に役割分担を決める）で行う

- ・いじめの事実及びいじめの意識の有無を確認する。
（加害者という認識がない場合がある。また、学校の見方が一方的だとされることもある。例えば、「嫌いな生徒としゃべらないのは悪いことなのか」など）
- ・いじめの意識がない場合には、いじめられている側の辛さを十分に理解させる。
- ・発言中は逐一判定を下さず、いじめに至った心情やその経過等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける。
- ・「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示す。
- ・聴取が長時間に及ばないように、また、用便・水分補給・食事等について、十分留意する。
- ・市民性を育成し、全生徒がより良い社会を築く一員に成長していくために、いじめ防止していることを理解させる。

★加害生徒が、原因はいじめられている生徒にあると思っている場合

■ 教職員は、「いじめられやすいタイプの生徒がいる」などの発言や行動を、絶対にしてはならない。（生徒の誤った見方は、時として教職員の姿勢の反映でもある）

■ いじめられて当然という人間はどこにも存在しないし、いじめは人を心身ともに傷つける、人間として絶対に許されない行為であることを、徹底的に指導する。アンバランス（人と違った言動や能力の違いなど）の悪用・乱用をしてはならないことを理解させる。

周囲の生徒から聴取

■ 複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）で行う

- ・周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合は、その勇気ある行動を褒めるとともに、できる限り具体的な事実を聴取する。（情報提供者が分からないよう配慮する）
- ・情報収集は、被害生徒や情報提供者が親しくしている生徒から、具体的な行為や「ふざけ」を見たことがあるか、それは、「いつ、どのようなことであったか」など、個別に具体的に聴取する。また、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることがないように指導する。

(2) 対応方針協議（「いじめ防止対策委員」を中心に）

緊急対策会議の開催

- 情報集約
- 被害生徒・保護者への対応・支援
- 加害生徒・保護者への指導・支援
- 他の生徒への対応
- 指導方法の原案作成
- 別室指導・出席停止の検討



緊急職員会議の開催

- 全教職員への周知と共通認識
 - ・概要をまとめた資料を用意する
- 今後の対応策の検討と役割分担
 - ・今後の対応の方向性を定めた原を用意した上で協議する。
- 指導方法の決
- 別室指導・出席停止の検討

初期・中期対応

(3) 生徒・保護者への対応

被害生徒への対応

- 共感的理解に基づく指導・支援
 - ・担任等被害生徒と信頼関係にある教職員が行う。
 - ・本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する。（約束したら必ず守ること）
 - ・今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮し決定する。
 - ・「いじめに負けるな」などの叱咤激励は、逆に自信をなくさせることがあるので避ける。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

被害生徒保護者への対応

- 電話による概要説明
 - ・生徒が保護者に話す前に、事実のみを正確に伝える。
 - ・家庭訪問の了解を取る。
- 家庭訪問の実施
 - ・担任と管理職等複数で実施する。
 - ・学校管理下で起こったことへの謝罪を第一とする。
 - ・詳細を説明し、誠意をもって対応する。
 - ・学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

加害生徒への対応

- 再発防止に向けた指導・支援
 - ・担任等加害生徒と信頼関係にある教職員を決め、指導の中心とする。
 - ・叱責・説諭等単発の指導に終わらせず、発達段階に応じて、いじめに関する本を読ませるなど、意図的・計画的な「支援プログラム」を実施することにより、自己の問題点に気付かせ、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
 - ・生育歴や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の気持ちも理解する。
 - ・今後、被害生徒との関係をどうするのか、改善すべき言動等について、約束の形になるまで話し合う。
- 謝罪方法についての話し合い
 - ・形式的なものではなく、被害生徒に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう穏やかに粘り強く説諭する。
- 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア

連携した対応・支援

加害生徒保護者への対応

- 概要説明（家庭訪問、保護者来校等）
 - ・担任と管理職・生徒指導主事等の複数で面談する。
 - ・事件について整理した資料を用意するとともに、面談の目的・役割分担・対応の実際等、関係職員で事前に協議しておく。
 - ・温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。
 - ・加害生徒が複数の場合は公平に接する。
- 今後の対応策を相談
 - ・保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の当該生徒への支援の在り方について、共に考える。
 - ・学校の指導・支援の在り方について説明する。（学校ができることと、その限界についても明確にする）
 - ・被害生徒への対応（謝罪等）について相談する。

(4) その他

■ 学級（周りの生徒）への指導

- ・「いじめは絶対許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・学級全員の問題として取り組む環境をつくる。
- ・いじめをおもしろがってはやし立てたり、見て見ぬふりをするのは、「いじめをすることと同じである」と毅然とした態度で指導する。
- ・いじめとは何か、いじめが及ぼす心身への影響等について指導する。
- ・実際にいじめられた時やいじめを見た時に、自分がどうすればいいのかという具体的な知識と行動を指導する。
- ・いじめを止めさせたり教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ・加害生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。
- ・学校の対応に落ち度があれば、きちんと反省の意を伝える。
- ・いじめや困ったことがあった場合、どんなことでも教職員に相談できる関係をつくる。

いじめを受けている生徒が、なぜ教職員に相談することが少ないのか？

- ➡ 日ごろの教職員の行動パターンや思考様式を生徒が感じとり、それが相談するかどうかの判断材料になっている。
- ➡ ■ 教職員が短絡的な解決行動に出て、いじめがより深刻化することへの警戒心
- 教職員に話すことが解決をもたらさないとの不信感を抱いていること
 - ・告げることで、逆に自分の弱さを非難されるケース等
- ➡ 担任の学級経営がいじめの温床となっている場合があることを認識

■ いじめの状況が一定の限度を超える場合の対応

- ・被害生徒に対して
 - 行為を遮断することが第一、緊急避難としての欠席等
- ・加害生徒に対して
 - 「別室指導」「出席停止」の措置

■ 関係機関等への支援要請

- ・入学直後及び事件に至るまでの詳細な状況の把握を必要とする場合→小学校
- ・知能・身体・情緒等に関する専門的な相談を必要とする場合→医療、子ども家庭センター等
- ・恐喝・暴行等犯罪に相当する場合→警察
- ・一時保護を必要とする場合→子ども家庭センター

■ 教育委員会との連携

- ・心のケアのための支援要請
- ・「出席停止」の措置

(5) 解消確認

■ 被害生徒と加害生徒の事後の様子を継続的に注視し、いじめの完全解消を見極める

- ・いじめ発見後、いじめを直ちに「止めること」は最も必要なことだが、いじめた生徒に対して、「もう二度とするな」と指導し、「わかりました」との言葉を引き出した（言わせた）ことで指導が終了した（いじめが「なくなった」と思い込まないことが大切である。逆に、いじめがエスカレートしたり、陰湿化・潜在化したりすることがある。「いじめを『止めること』と『なくなること』は違う」との認識が重要である。

■ 保護者を含め、被害生徒の精神的安定を図るため、専門家と連携した中・長期の心のケアを検討する

中期・長期対応

(6) 校内指導体制の改善

積極的な情報収集

■ 定期的なアンケート調査の実施

- ・項目は生徒の負担にならない簡便なものが望ましい。
- ・率直な回答を得るため、自宅へ持ち帰らせて記入させるなど配慮する。
- ・選択肢は、「ある」「ない」だけではなく、「いじめだったかもしれない」「いじめたつもりはないが、相手はいじめと感じたかもしれない」などの中間的な項目を加え、実態をより詳細に把握することができるよう工夫する。
- ・いじめに特化した調査では、正直に答えない生徒も多い。日常生活の様子を聞く調査から情報を得る方法もある。
- ・回収方法については、記入内容が他の生徒の目に触れないよう、十分留意する。

■ 担任を中心とした関係教職員による定期的な情報交換会の実施

■ いじめを受けていると思われる生徒からの聞き取り

- ・観察により、しぐさや行動特徴が見られる場合、コミュニケーションを深めたり、一層の注意を払ったりする必要がある。
- ・ただし、何でも「いじめ」を疑ってアプローチすると、生徒のプライドを傷つけるので、そっと見守るなどの配慮が必要な場合もある。その場合は、保護者と相互に情報交換を行うなど、連携を密にする。

■ 周囲の生徒からの情報収集

- ・いじめの情報収集とは知られないように留意する。

■ 担任へ提出する生活ノートや日記等からの情報収集

■ 保護者への電話等での問い合わせ

■ 登下校中の様子の観察・聞き取り

- ・登下校指導の際、生徒の様子を観察する。
- ・学校安全ボランティア、日ごろから登下校の安全を見守っている保護者、近所の商店等から、何か変わった様子はないかを聞き取る。

■ 情報の取扱い

- ・生徒及び保護者から知り得た情報の取扱いには十分留意する。特に、知り得た情報をもとに学級全体で話し合うなどの対応を図る場合には、事前に、本人及び保護者等にそのねらいや期待される効果等を十分説明した上で、必ず了解を得る。

再発防止に向けた校内指導体制の充実

■ いじめ問題について全教職員の危機意識の高揚

- ・子どもたちとの日々のふれあいを大切に、日常生活を把握する中で、いじめの早期発見に努める。

■ 体験的な活動を通じた人間関係づくりの実践

■ 非行防止教室の開催

■ 指導力向上のための事例検討会の実施

■ 学校環境の整備

- ・校舎内の落書きや掲示物の乱れなどはいじめ等の前兆→見付け次第復元

■ 保護者との連携強化

生徒に身に付けさせたい力

- 互いの違いを理解し、認め合う力
(おとなしい子、活発な子、障害のある子など、生徒が互いを理解し、共に認め合う力)
- 「これはよくないことなんだ」と判断できる力 (道徳的判断力) 【知】
- 他者の心の痛みを感じる力 (人権意識) 【情】
- いじめられる子どもと周囲の子どもが「いやだ」と言える行動力 【意】